

令和6年第9回堺市教育委員会議事録

開催日	令和6年7月18日(木曜)
場所	堺市役所 高層館 20階 第1特別会議室
会議種類	定例会
議案	議案第26号 堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部改正について 議案第27号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について 議案第28号 堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について
教育長	関百合子教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監 伊藤修士教委総務部長 森浦稔教職員人事部長 高山宗寛教職員人事課長 渡邊耕太学校教育部長 江川玲子生徒指導課長 居谷達矢教育政策課長 森本恭明教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前10時00分
関百合子教育長	これより、令和6年第9回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課課長補佐から、諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課課長補佐	報告します。 本日の会議には、鈴木委員が欠席されています。 また、事務局におきましては案件に関する理事者全員が出席しています。
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和6年第8回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 (各委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【案 件】	日程第1 議案第26号 堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部改正について
関百合子教育長	それでは、日程に入ります。 日程第1 「議案第26号 堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部改正について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 高山宗寛教職員人事課長	議案第26号「堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部改正について」説明します。 本件は、令和6年3月28日付け5文科初第2675号「令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について(通知)」において、教職員の体罰及び不適切な指導等について、処分の量定が明確でない場合に見直しを検討するよう示されたことから、所要の改正を行うものです。 改正の趣旨は3点です。 1点めは、第5条「情状等による処分の加重及び軽減」に関する規定に、懲戒処分にあたり考慮すべき事項として、「故意又は重大な過失による報告懈怠」を規定上明確にするものです。 2点めは、体罰に係る標準的な懲戒処分の種類について、免職も含め、事案に応じた量定を規定上明確にするものです。

	<p>3点めは、体罰以外の暴言、威嚇等の不適切な言動に対する懲戒処分の基準を追加し、体罰同様、事案に応じた量定を規定するものです。</p> <p>本規則は公布の日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
長田委員	<p>改正案別表第33項について、とても重いことだと思いますが、「免職」だけではなく「停職」も含まれるのはなぜでしょうか。また、「重大な後遺症」というのは、暴言や威嚇で怪我はしませんが、精神的な病気を持ってしまうこともあると思いますので、「重大な後遺症」には精神疾患も含まれるかどうかを教えてください。</p>
高山宗寛教職員人事課長	<p>第33項について、「停職」を含んでいるのは、体罰等があった場合、状況に応じて、例えば、生徒自身に非違行為があったのかということも含めて判断する際に、「停職」もありうるということです。</p> <p>また、「重大な後遺症」にはPTSD等といった精神的な疾患も含まれます。</p>
関百合子教育長	<p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(各委員から異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	<p>日程第2</p> <p>議案第27号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について</p>
関百合子教育長	<p>次に、日程第2</p> <p>議案第27号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 居谷達矢教育政策課長	<p>議案第27号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について」ご説明します。</p> <p>本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和5年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価の結果に関する報告書を作成し、市議会に提出、公表するものです。</p> <p>点検・評価の概要ですが、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、第3期未来をつくる堺教育プランに掲げた施策の効果的かつ着実な推進を図るため、5年間で取り組む主な事業について、毎年度、点検・評価を実施するものです。</p> <p>点検・評価にあたり、令和5年度版は、これまで教育委員意見交換会や総合教育会議の場で議論・整理し、取組を進めてきた「めざす姿と重点的に取り組む項目」と、学識経験者から指摘のあった「社会教育」に関する6施策13事業を重点的な点検・評価の対象としています。</p> <p>点検・評価における成果指標の結果概要について、基本施策全16施策中、現時点で実績値が出ていないもの、数値目標を設定していないものを除き、12施策について評価を行っています。</p> <p>評価について、達成度が100%以上のA評価がある施策は6施策あり、達成度が90%以上の施策は全体の83%を占める結果となっています。なお、基本施策について、昨年度に引き続き、達成度が80%未満の施策はありませんでした。</p> <p>点検評価にご協力いただきました2名の学識経験者の講評は記載のとおりです。</p> <p>本報告書は、本日議決をいただいた後、市議会へ提出し、市政情報センター</p>

	<p>などへの配架、市ホームページにより公表する予定です。 説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 (各委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
関百合子教育長	<p>ここでお諮りします。 「議案第 28 号 堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について」は、 人事に関する案件のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 (各委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
(議案第 28 号は秘密会)	
【案 件】	<p>日程第 3 議案第 28 号 堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について</p>
関百合子教育長	<p>次に、日程第 3 「議案第 28 号 堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について」を、 議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 江川玲子生徒指導 課長	<p>議案第 28 号「堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について」説明 します。 堺市いじめ防止等対策推進委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止 対策推進法第 12 条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防 止等のための対策に関する事項について調査審議する機関として設置してお り、委員の選任については、堺市いじめ防止等対策推進委員会条例第 3 条によ り、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者 のうちから、教育委員会が委嘱することとなっています。今回、令和 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となりましたので、次期委員を委嘱するものです。 また、候補者については、いずれも専門の知識を有することから、適任であ ると判断し、委嘱について上程するものです。委員については「堺市いじめ防 止等対策推進委員会委員名簿」のとおりです。委嘱の日は令和 6 年 8 月 1 日と し、任期は 2 年としています。 説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 (各委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
閉 会 宣 言	午前 10 時 13 分
関百合子教育長	<p>以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。 これをもって、令和 6 年第 9 回教育委員会を閉会します。</p>